

平成 27 年 9 月 15 日

教育福祉委員会委員長

松 田 正 美 様

提出者 教育福祉委員会委員 倉 田 明 子

議案第 8 0 号 桑名市総合福祉会館条例の一部を改正する条例に対する修正案

上記の議案に対する修正案を別紙のとおり、桑名市議会会議規則第 92 条の規定により
提出します。

議案第80号 桑名市総合福祉会館条例の一部を改正する条例に対する修正案
桑名市総合福祉会館条例の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。
第10条第3項中「200円」を「100円」に改める。

参 考

(修正のあらまし)

使用料を200円から100円に改めるため、議案第80号 桑名市総合福祉会館条例の一部を改正する条例について、所要の修正を行うものです。

関係条文対照表

修 正 前	修 正 後
第10条第2項中「の利用者」を「の利用する者」に改め、同条に次の1項を加える。 3 第1項の規定にかかわらず、浴場を利用する者は、1人当たり1回につき <u>200円</u> の使用料を納付しなければならない。	<u>100円</u>